

第3回スポーツ仲裁法研究会

資料2

2004.3.20

於 こどもの城9階研修室

現行スポーツ仲裁規則および改正案

第1章 総則

第1条 (目的)

この規則は、スポーツ競技またはその運営をめぐる紛争を、公正中立で独立の地位を有する仲裁人により構成されるスポーツ仲裁パネルによる仲裁により解決することを通じて、スポーツに関する法およびルール of 透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与することを目的とする。

第2条 (この規則の適用)

- 1 この規則は、スポーツ競技またはその運営に関して競技団体またはその機関がした決定(競技中になされる審判の判定は除く。)について、競技者、監督、競技支援要員またはそれらの者の属する団体が申立人として、競技団体を相手方としてする仲裁申立てに適用される。
- 2 申立人と相手方との間には、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意がなければならない。仲裁合意は書面その他意思を明確に示す方法でなければならない。
- 3 競技団体の規則中に競技者またはその競技者の属する団体からの不服申立て等についてはスポーツ仲裁パネルによる仲裁にその解決を委ねる旨を定めている場合において、競技者がその定めるところに従って申立人として競技団体を相手方とする仲裁申立てをしたときにも適用される。この場合には、仲裁申立ての日に前項の合意がなされたものとみなす。

第3条 (この規則の解釈)

この規則の解釈につき疑義が生じたときは、日本スポーツ仲裁機構の解釈に従うものとする。ただし、スポーツ仲裁パネルが行った解釈は、爾後その仲裁事案において、日本スポーツ仲裁機構の解釈に優先する。

第1章 総則

第1条 (目的)

この規則は、スポーツに関する法およびルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するため、公正中立で独立の地位を有する仲裁人をもって構成されるスポーツ仲裁パネルの仲裁により、スポーツ競技またはその運営をめぐる紛争を、迅速に解決することを目的とする。

第2条 (この規則の適用)

- 1 この規則は、スポーツ競技またはその運営に関して競技団体またはその機関がした決定(競技中になされる審判の判定は除く。)について、競技者、監督、競技支援要員またはそれらの者の属する団体が申立人として、競技団体を被申立人としてする仲裁申立てに適用される。
- 2 この規則による仲裁をするには、申立人と被申立人との間に、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意がなければならない。仲裁合意は書面その他意思を明確に示す方法でなければならない。
- 3 この規則は、競技団体の規則中に競技者等からの不服申立て等についてスポーツ仲裁パネルによる仲裁にその解決を委ねる旨を定めている場合において、その定めるところに従って競技者等が申立人として、競技団体を被申立人とする仲裁申立てをしたときにも適用される。この場合には、仲裁申立ての日に前項の合意がなされたものとみなす。

第3条 (この規則の解釈)

この規則の解釈につき疑義が生じたときは、日本スポーツ仲裁機構の解釈に従うものとする。ただし、スポーツ仲裁パネルが行った解釈は、爾後その仲裁事案において、日本スポーツ仲裁機構の解釈に優先する。

【現行スポーツ仲裁規則】

第4条 (規則の一部変更)

- 1 当事者は、合意により、この規則に規定する期間を延長することができる。この場合には、当事者は、遅滞なくスポーツ仲裁パネル(その成立以前においては日本スポーツ仲裁機構。以下本条において同じ。)にその旨を通知しなければならない。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、事案の状況を考慮して、必要と認めるときは、この規則に規定する期間(スポーツ仲裁パネルが定める期間を含む。)を延長または短縮することができる。この場合には、スポーツ仲裁パネルは、遅滞なく当事者にその旨を通知しなければならない。
- 3 当事者が、前2項以外の規則の変更につき合意をした場合には、スポーツ仲裁パネルがその合意内容の合理性および実行可能性を考慮してその合意を有効と認める場合に限り、スポーツ仲裁パネルおよび日本スポーツ仲裁機構に対して拘束力を有するものとする。

第5条 (日本スポーツ仲裁機構およびスポーツ仲裁パネルの決定)

- 1 この規則に規定する事項についてなされる日本スポーツ仲裁機構の決定は、機構長の意思表示によるものとする。機構長から当事者および仲裁人に対してなされる意思表示は確定的なものとされ、その意思表示に先立っていかなる手続がとられ、またはとられるべきであったかにかかわらないものとする。
- 2 スポーツ仲裁パネルが複数の仲裁人で構成される場合には、その決定は、仲裁判断を含め、仲裁人の過半数をもってする。

第4条（規則の一部変更）

- 1 当事者は、合意により、この規則に規定する期間を延長することができる。この場合には、当事者は、遅滞なくスポーツ仲裁パネル（その成立以前においては日本スポーツ仲裁機構。以下本条において同じ。）にその旨を通知しなければならない。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、事案の状況を考慮して、必要と認めるときは、この規則に規定する期間（スポーツ仲裁パネルが定める期間を含む。）を延長または短縮することができる。この場合には、スポーツ仲裁パネルは、遅滞なく当事者にその旨を通知しなければならない。
- 3 当事者が、前2項以外の規則の変更につき合意をした場合には、スポーツ仲裁パネルがその合意内容の合理性および実行可能性を考慮してその合意を有効と認める場合に限り、スポーツ仲裁パネルおよび日本スポーツ仲裁機構に対して拘束力を有するものとする。

【現行スポーツ仲裁規則】

第6条（仲裁地および仲裁法の適用）

この規則による仲裁は、東京を仲裁地とし、日本の法律に従ってなされる。

第7条（用語）

- 1 仲裁手続における用語は日本語とする。ただし、当事者は合意により用語を日本語もしくは英語またはその双方とすることができる。用語につき当事者間に争いがあるときは、スポーツ仲裁パネルは、遅滞なく用語を決定しなければならない。スポーツ仲裁パネルは、用語を決定するにあたり、公平の観点を重視し、かつ通訳および翻訳の負担を考慮しなければならない。
- 2 前項により用語が決定される以前に、日本語または英語によりなされた仲裁手続はその効力を失わない。
- 3 日本語および英語の双方が仲裁手続における用語と定められた場合には、審問を含むすべての仲裁手続において、日本語または英語のいずれかを任意に用いることができる。ただし、仲裁判断は、日本語の正本および英語の正本を作成し、解釈の相違を生じたときは、日本語の正本によって解釈する。

第8条（代理および補佐）

当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理または補佐をさせることができる。スポーツ仲裁パネルは、正当な理由があるときは、不適切な代理人または補佐人による代理または補佐を爾後認めないことができる。

第5条（仲裁地および仲裁法の適用）

この規則による仲裁は、東京を仲裁地とし、日本の法律に従ってなされる。

第6条（用語）

- 1 仲裁手続における用語は日本語とする。ただし、当事者は合意により用語を日本語もしくは英語またはその双方とすることができる。用語につき当事者間に争いがあるときは、スポーツ仲裁パネルは、遅滞なく用語を決定しなければならない。スポーツ仲裁パネルは、用語を決定するにあたり、公平の観点重視し、かつ通訳および翻訳の負担を考慮しなければならない。
- 2 前項により用語が決定される以前に、日本語または英語によりなされた仲裁手続はその効力を失わない。
- 3 日本語および英語の双方が仲裁手続における用語と定められた場合には、審問を含むすべての仲裁手続において、日本語または英語のいずれかを任意に用いることができる。ただし、仲裁判断は、日本語の正本および英語の正本を作成し、解釈の相違を生じたときは、日本語の正本によって解釈する。

第7条（代理および補佐）

当事者は、この規則による手続において、自己の選択する者に代理または補佐をさせることができる。スポーツ仲裁パネルは、正当な理由があるときは、不適切な代理人または補佐人による代理または補佐を認めないことができる。

【現行スポーツ仲裁規則】

第9条 (定義)

- 1 この規則において「競技団体」とは、財団法人日本オリンピック委員会、財団法人日本体育協会および財団法人日本障害者スポーツ協会、並びにこれらの加盟団体および準加盟団体をいう。
- 2 この規則において「競技者」とは、スポーツ競技における選手およびそのチームをいう。チームは監督その他の代表者により代表されるものとする。
- 3 この規則において「監督」とは、競技者に対してスポーツ競技に関して指揮命令をすることができる立場にあるものをいう。
- 4 この規則において「競技支援要員」とは、コーチ、ドクター、トレーナー等、競技者のためにスポーツ競技に参与する者をいう。
- 5 この規則において「当事者」とは、申立人および相手方の一方または双方をいう。複数の申立人および複数の相手方は、仲裁人の選定については、それぞれ1の当事者とみなす。
- 6 この規則において「日本スポーツ仲裁機構」とは、日本スポーツ仲裁機構規程に基づき2003年4月7日に設立された団体をいう。
- 7 この規則において、「申立書」、「答弁書」その他の「書面」は、紙を媒体とするものに限らず、後の参照の用に供しうる情報を残す通信手段によるものも含むものとする。「委任状」についてもまた同じ。

第10条 (事務)

この規則による仲裁に関する事務は、日本スポーツ仲裁機構が行う。

第11条 (期限の最終日)

この規則に規定する期間(スポーツ仲裁パネルが定める期間を含む。)の最終日が土曜日、日曜日または日本における休日である場合には、その次の最初の平日をもって期間の最終日とする。

第8条 (定義)

- 1 この規則において「競技団体」とは、財団法人日本オリンピック委員会、財団法人日本体育協会および財団法人日本障害者スポーツ協会、並びにこれらの加盟競技団体および準加盟競技団体をいう。
- 2 この規則において「競技者」とは、スポーツ競技における選手およびそのチームをいう。チームは監督その他の代表者により代表されるものとする。
- 3 この規則において「監督」とは、競技者に対してスポーツ競技に関して指揮命令をすることができる立場にあるものをいう。
- 4 この規則において「競技支援要員」とは、コーチ、ドクター、トレーナー等、競技者のためにスポーツ競技に関与する者をいう。
- 5 この規則において「競技者等」とは、競技者、監督、競技支援要員、およびそれらの者の属する団体をいう。
- 6 この規則において「当事者」とは、申立人および被申立人の一方または双方をいう。複数の申立人および複数の被申立人は、仲裁人の選定については、それぞれ1の当事者とみなす。
- 7 この規則において「日本スポーツ仲裁機構」とは、日本スポーツ仲裁機構規程に基づき2003年4月7日に設立された団体をいう。
- 8 この規則において、「申立書」、「答弁書」その他の「書面」は、紙を媒体とするものに限らず、後の参照の用に供しうる情報を残す通信手段によるものも含むものとする。「委任状」についてもまた同じ。

第9条 (事務)

この規則による仲裁に関する事務は、日本スポーツ仲裁機構が行う。

第10条 (期限の最終日)

この規則に規定する期間(スポーツ仲裁パネルが定める期間を含む。)の最終日が土曜日、日曜日または日本における休日である場合には、その次の最初の平日をもって期間の最終日とする。

第11条 (提出部数・提出先)

当事者が日本スポーツ仲裁機構及びスポーツ仲裁パネルに提出する書類は、紙を媒体とする場合には、仲裁人の数(仲裁人を1名とすることが決まっていないうり3とする。)と被申立人の数に1を加えた部数とする。ただし、本規則に別段の定めがある場合はそれによることとする。

第2章 仲裁手続

第1節 申立ておよび答弁

第12条 (申立ての期限)

仲裁の申立ては、競技者が申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から4週間以内、またはその決定が効力を生じた日から6週間以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。ただし、競技団体の規則または当事者間の合意において別段の定めがある場合はこの限りではない。

第13条 (仲裁の申立て)

- 1 この規則に基づき紛争を仲裁に付託しようとする競技者は、次に掲げる事項を記載した仲裁申立書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。
 - (1) 紛争をこの規則による仲裁に付託すること
 - (2) 援用する仲裁合意または競技団体規則
 - (3) 申立ての対象となる決定の特定
 - (4) 当事者双方の氏名または名称および住所
 - (5) 代理人を定めた場合には、その氏名および住所
 - (6) 仲裁手続に係る通知等の受領人の指定
 - (7) 請求の趣旨(求める救済内容)
 - (8) 必要がある場合には、申立ての対象となる決定の執行停止その他の暫定措置の請求およびその理由
 - (9) 紛争の概要
 - (10) 請求を根拠づける理由および証明方法
- 2 申立人が複数人から構成されるチームである場合には、その代表者を特定し、そのことを裏付ける資料を提出しなければならない。
- 3 申立人は、仲裁申立書とともに、第1項(2)に定める仲裁合意の写しまたは競技団体規則の写しを、日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。
- 4 代理人によって仲裁手続を行う場合には、代理人は、仲裁申立書とともに、委任状を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。
- 5 申立人は、仲裁申立ての際、第51条第1項に定める申立料金を日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。申立人がこれを納付しないときは、仲裁申立ては撤回されたものとみなす。
- 6 仲裁申立書が本条に定める要件を欠く場合には、日本スポーツ仲裁機構は相当な期間を定め、その期間内にその欠ける部分を補正すべきことを申立人に通知し、申立人がこれに従わない場合には、仲裁申立てはなされなかったものとして扱う。

第2章 仲裁手続

第1節 申立ておよび答弁

第12条 (申立ての期限)

仲裁の申立ては、競技者等が申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から6ヶ月以内、またはそれを知らなかった場合には、その決定をした日から1年以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。ただし、競技団体の規則または当事者間の合意において別段の定めがある場合はこの限りではない。

第13条 (仲裁の申立て)

- 1 この規則に基づき紛争を仲裁を申立てをしようとする競技者等は、次に掲げる事項を記載した仲裁申立書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。
 - (1)紛争をこの規則による仲裁に付託すること
 - (2)当事者双方の氏名または名称および住所
 - (3)代理人を定めた場合には、その氏名および住所
 - (4)仲裁手続に係る通知等を受領する者の指定
 - (5)申立ての対象となる決定の特定
 - (6)援用する仲裁合意または競技団体規則の有無
 - (7)請求の趣旨(求める救済内容)
 - (8)必要がある場合には、申立ての対象となる決定の執行停止その他の暫定措置の請求およびその具体的な理由
 - (9)紛争の概要
 - (10)請求を根拠づける具体的な理由および証明方法
- 2 申立人は、仲裁申立書とともに、援用する仲裁合意の写しまたは競技団体規則がある場合にはその写しを、日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。
- 3 申立人が複数人から構成されるチームである場合には、その代表者を特定し、そのことを裏付ける資料を提出しなければならない。
- 4 代理人によって仲裁手続を行う場合には、代理人は、仲裁申立書とともに、委任状を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。
- 5 申立人は、仲裁申立ての際、仲裁申立料金規程に定める申立料金を日本スポーツ仲裁機構に納付しなければならない。申立人がこれを納付しないときは、仲裁申立ては撤回されたものとみなす。
- 6 仲裁申立書が本条に定める要件を欠く場合には、日本スポーツ仲裁機構は相当な期間を定め、その期間内にその欠ける部分を補正すべきことを申立人に通知し、申立人がこれに従わない場合には、仲裁申立てはなされなかったものとして扱う。

【現行スポーツ仲裁規則】

第 14 条 （仲裁申立ての受理および通知）

- 1 日本スポーツ仲裁機構は、前条第 1 項から第 4 項までの規定に適合した仲裁申立ての提出および前条第 5 項に定める申立料金の納付がなされたことを確認後、遅滞なく、申立人および相手方に仲裁申立ての受理を通知する。相手方に対する受理の通知には、仲裁申立書の写しおよび申立人が援用している仲裁合意または競技団体規則の写しを添付する。
- 2 日本スポーツ仲裁機構は、前項の通知において、答弁書の提出について第 15 条に定める事項を、また、仲裁人の選定について第 20 条から第 22 条に定める事項を説明し、しかるべき指示を与えなければならない。

第 15 条 （答弁）

- 1 相手方は、第 14 条第 1 項に定める仲裁申立受理通知の発信日から 3 週間以内に、次に掲げる事項を記載した答弁書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。
 - (1) 当事者双方の氏名または名称および住所
 - (2) 代理人を定めた場合には、その氏名および住所
 - (3) 仲裁手続に係る通知等の受領人の指定
 - (4) 答弁の趣旨
 - (5) 紛争の概要
 - (6) 答弁の理由および証明方法
- 2 団体である相手方は、その団体の組織規定の写しとともに、仲裁手続がその団体を代表する資格を有する者によって行われることを示す資料を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。
- 3 代理人によって仲裁手続を行う場合には、代理人は、答弁書とともに、委任状を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。
- 4 答弁書の提出があった場合には、日本スポーツ仲裁機構は遅滞なく当事者、および仲裁人が選定されているときは仲裁人に、その写しを送付する。

第 14 条 （仲裁申立ての受理および通知）

- 1 日本スポーツ仲裁機構は、前条第 1 項から第 4 項までの規定に適合した仲裁申立ての提出、仲裁合意またはそれに代わる競技団体規則の存在の確認、および仲裁申立料金規程に定める申立料金の納付の確認の後、申立を受理し、遅滞なく、申立人および被申立人に通知する。被申立人に対する受理の通知には、仲裁申立書の写しおよび申立人が援用している仲裁合意または競技団体規則の写しを添付する。
- 2 日本スポーツ仲裁機構は、前項の通知において、答弁書の提出について第 15 条に定める事項を、また、仲裁人の選定について第 19 条から第 21 条に定める事項を説明し、しかるべき指示を与えなければならない。

第 15 条 （答弁）

- 1 被申立人は、第 14 条第 1 項に定める仲裁申立受理通知の発信日から 3 週間以内に、次に掲げる事項を記載した答弁書を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。
 - (1) 当事者双方の氏名または名称および住所
 - (2) 代理人を定めた場合には、その氏名および住所
 - (3) 仲裁手続に係る通知等を受領する者の指定
 - (4) 答弁の趣旨
 - (5) 紛争の概要
 - (6) 答弁の具体的な理由および証明方法
- 2 団体である被申立人は、その団体の組織規定の写しとともに、仲裁手続がその団体を代表する資格を有する者によって行われることを示す資料を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。
- 3 代理人によって仲裁手続を行う場合には、代理人は、答弁書とともに、委任状を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。
- 4 答弁書の提出があった場合には、日本スポーツ仲裁機構は遅滞なく当事者、および仲裁人が選定されているときは仲裁人に、その写しを送付する。

【現行スポーツ仲裁規則】

第 16 条 （申立ての変更）

- 1 申立人は、同一の仲裁合意の対象に含まれる限り、申立変更書を日本スポーツ仲裁機構に提出してその申立ての変更をすることができる。ただし、スポーツ仲裁パネルが成立した後においては、申立変更許可申請書を当該スポーツ仲裁パネルに提出してその許可を得なければならない。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、前項の許可をするに先立ち、相手方の意見を聴く機会を設けなければならない。
- 3 スポーツ仲裁パネルは、申立ての変更が仲裁手続の進行を著しく遅延させる場合、相手方の利益を害する場合、またはその申立ての変更を許可することが不相当と認めるその他の事情があると認める場合は、第 1 項の許可を行わない。
- 4 変更された申立てに対する答弁については第 15 条の規定を準用する。ただし、期間については、日本スポーツ仲裁機構が相手方当事者に申立ての変更の通知を発信した日から起算する。

第 17 条 （提出部数）

第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項および前条第 1 項の規定により当事者が提出する書類は、紙を媒体とする場合には、仲裁人の数（仲裁人を 1 名とすることが決まっていないうり 3 とする。）と相手方の数に 1 を加えた部数とする。ただし、委任状は 1 部で足りる。

第 18 条 （仲裁申立ての取下げ）

- 1 申立人は、第 14 条第 1 項に定める仲裁申立受理通知の発信日から 1 週間以内に限り、単独で仲裁申立てを取下げることができる。
- 2 前項以外の場合は、申立人は、相手方の同意を得たときに限り、仲裁申立てを取下げることができる。
- 3 仲裁申立ての取下げは、仲裁申立取下書および前項の場合は相手方の取下同意書が日本スポーツ仲裁機構に到達した時に効力を生ずる。

第 19 条 （重複申立ての禁止）

仲裁申立てまたは裁判所への訴えを既にしている者は、同一の事案についてこの手続に基づく仲裁申立てをすることはできない。ただし、その者の権利保護のために重複した申立てをする特別の事情がある場合はこの限りではない。

第 16 条 （申立ての変更）

- 1 申立人は、同一の仲裁合意の対象に含まれる限り、申立変更書を日本スポーツ仲裁機構に提出してその申立ての変更をすることができる。ただし、スポーツ仲裁パネルが成立した後においては、申立変更許可申請書を当該スポーツ仲裁パネルに提出してその許可を得なければならない。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、前項の許可をするに先立ち、被申立人の意見を聴く機会を設けなければならない。
- 3 スポーツ仲裁パネルは、申立ての変更が仲裁手続の進行を著しく遅延させる場合、被申立人の利益を害する場合、またはその申立ての変更を許可することが不相当と認めるその他の事情があると認める場合は、第 1 項の許可を行わない。
- 4 変更された申立てに対する答弁については第 15 条の規定を準用する。ただし、期間については、日本スポーツ仲裁機構が被申立人当事者に申立ての変更の通知を発信した日から起算する。

第 17 条 （仲裁申立ての取下げ）

- 1 申立人は、第 14 条第 1 項に定める仲裁申立受理通知の発信日から 1 週間以内に限り、単独で仲裁申立てを取下げることができる。
- 2 前項以外の場合は、申立人は、被申立人の同意を得たときに限り、仲裁申立てを取下げることができる。
- 3 仲裁申立ての取下げは、仲裁申立取下書および前項の場合は被申立人の取下同意書が日本スポーツ仲裁機構に到達した時に効力を生ずる。

第 18 条 （重複申立ての禁止）

仲裁申立てまたは裁判所への訴えを既にしている者は、同一の事案についてこの手続に基づく仲裁申立てをすることはできない。ただし、その者の権利保護のために重複した申立てをする特別の事情がある場合はこの限りではない。

第2節 仲裁人およびスポーツ仲裁パネルの構成

第20条 (仲裁人)

- 1 仲裁人は、独立して、公正かつ迅速に事案の処理にあたらなければならない。仲裁人は、当事者により選定された仲裁人であっても、当事者から直接に報酬その他の利益を得てはならない。
- 2 仲裁事案に利害関係を有する者は、仲裁人になることができない。仲裁人は、仲裁人としての公正性に疑義を生じかねないと思われる事由があるときは、速やかにこれを開示しなければならない。
- 3 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁人候補を掲載したスポーツ仲裁人リストを作成し、更新するものとする。
- 4 仲裁人は、前項に定めるスポーツ仲裁人リストの中から選任しなければならない。ただし、当事者の選定する仲裁人については、スポーツ仲裁機構が特に合理性があると認める場合はこの限りではない。

第21条 (仲裁人の人数)

スポーツ仲裁パネルは、原則として3人の仲裁人により構成される。ただし、当事者が合意により仲裁人を1人とすることを定めている場合、または日本スポーツ仲裁機構が事案の性質に鑑み1名の仲裁人とすることが適当であると決定した場合には、スポーツ仲裁パネルは1人の仲裁人により構成される。仲裁人を1人とする当事者の合意または日本スポーツ仲裁機構の決定は、第14条第1項に定める仲裁申立受理通知の発信日から2週間以内になされなければならない。

第2節 仲裁人およびスポーツ仲裁パネルの構成

第19条 (仲裁人)

- 1 仲裁人は、独立して、公正かつ迅速に事案の処理にあたらなければならない。仲裁人は、当事者により選定された仲裁人であっても、当事者から直接に報酬その他の利益を得てはならない。
- 2 仲裁事案に利害関係を有する者は、仲裁人になることができない。仲裁人は、仲裁人としての公正性に疑義を生じかねないと思われる事由があるときは、速やかにこれを開示しなければならない。
- 3 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁人候補を掲載したスポーツ仲裁人リストを作成し、必要に応じ随時更新するものとする。
- 4 仲裁人は、前項に定めるスポーツ仲裁人リストの中から選任しなければならない。ただし、当事者の選定する仲裁人については、日本スポーツ仲裁機構が特に合理性があると認める場合はこの限りではない。
- 5 仲裁人および当事者は相互に直接連絡を取ってはならない。

第20条 (仲裁人の人数およびスポーツ仲裁パネル)

- 1 スポーツ仲裁パネルは、原則として3人の仲裁人により構成される。ただし、当事者が合意により仲裁人を1人とすることを定めている場合、または日本スポーツ仲裁機構が事案の性質に鑑み1名の仲裁人とすることが適当であると決定した場合には、スポーツ仲裁パネルは1人の仲裁人により構成される。仲裁人を1人とする当事者の合意または日本スポーツ仲裁機構の決定は、第14条第1項に定める仲裁申立受理通知の発信日から2週間以内になされなければならない。
- 2 スポーツ仲裁パネルが複数の仲裁人で構成される場合には、その決定は、仲裁判断を含め、仲裁人の過半数をもってする。
- 3 スポーツ仲裁パネルは、当事者を公平に扱い、当事者が主張、立証およびこれに対する防御を行うに十分な機会を与えなければならない。

【現行スポーツ仲裁規則】

第 22 条（仲裁人の選定手続）

- 1 当事者は、合意により、仲裁人の選定手続の全部または一部について定めることができる。当事者による合意がない場合またはその合意に従って選定手続がされない場合には、以下の項に定めるところによる。
- 2 第 21 条の規定により 3 人の仲裁人が選定されるべき場合には、当事者は、第 14 条第 1 項に定める仲裁申立受理通知の発信日から 3 週間以内に、各 1 人の仲裁人を選定する。当事者がその期間内に仲裁人を選定しないときは、日本スポーツ仲裁機構が仲裁人を選定する。選定された 2 人の仲裁人は、日本スポーツ仲裁機構が指定する期間内に、その合意により更に 1 人の仲裁人を選定する。それらの仲裁人がその期間内にそのもう 1 人の仲裁人を選定しないときは、日本スポーツ仲裁機構がその仲裁人を選定する。このようにして選定された最後の仲裁人をスポーツ仲裁パネルにおける仲裁人長とする。
- 3 当事者の合意により 1 人の仲裁人が選定されるべき場合であって、その仲裁人が特定されていないとき、または日本スポーツ仲裁機構の決定により 1 人の仲裁人が選定されるべき場合には、日本スポーツ仲裁機構がその仲裁人を選定する。
- 4 第 35 条の規定により第三者が仲裁手続に参加する場合には、全当事者の合意により、仲裁人を選定する。第三者が仲裁手続に参加した日から 3 週間を経過する日までにその合意による仲裁人の選定がなされない場合には、日本スポーツ仲裁機構は、紛争の規模および複雑性を考慮して仲裁人の数を決定し、仲裁人を選定するものとする。
- 5 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁人として選定された者に連絡をし、仲裁人就任の承諾を得なければならない。仲裁人が就任を辞退する場合には、本条に従ってそれに代わる仲裁人を選定する。

第 23 条（忌避）

- 1 当事者は合意により、不適切と思われる仲裁人を忌避することができる。
- 2 当事者の一方による仲裁人忌避の申立てについては、当事者および問題となっている仲裁人に対して意見を述べる機会を与えた上で、日本スポーツ仲裁機構がこれを判断する。

第 21 条（仲裁人の選定手続）

- 1 当事者は、合意により、仲裁人の選定手続の全部または一部について定めることができる。当事者による合意がない場合またはその合意に従って選定手続がされない場合には、以下の項に定めるところによる。
- 2 第 20 条の規定により 3 人の仲裁人が選定されるべき場合には、当事者は、第 14 条第 1 項に定める仲裁申立受理通知の発信日から 2 週間以内に、各 1 人の仲裁人を選定する。当事者がその期間内に仲裁人を選定しないときは、日本スポーツ仲裁機構が仲裁人を選定する。選定された 2 人の仲裁人は、日本スポーツ仲裁機構が指定する期間内に、その合意により更に 1 人の仲裁人を選定する。それらの仲裁人がその期間内にそのもう 1 人の仲裁人を選定しないときは、日本スポーツ仲裁機構がその仲裁人を選定する。このようにして選定された最後の仲裁人をスポーツ仲裁パネルにおける仲裁人長とする。
- 3 当事者の合意により 1 人の仲裁人が選定されるべき場合であって、その仲裁人が特定されていないとき、または日本スポーツ仲裁機構の決定により 1 人の仲裁人が選定されるべき場合には、日本スポーツ仲裁機構がその仲裁人を選定する。
- 4 第 34 条の規定により第三者が仲裁手続に参加する場合には、全当事者の合意により、仲裁人を選定する。第三者が仲裁手続に参加した日から 2 週間を経過する日までにその合意による仲裁人の選定がなされない場合には、日本スポーツ仲裁機構は、紛争の規模および複雑性を考慮して仲裁人の数を決定し、仲裁人を選定するものとする。
- 5 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁人として選定された者に連絡をし、仲裁人就任の承諾を得なければならない。仲裁人が就任を辞退する場合には、本条に従ってそれに代わる仲裁人を選定する。

第 22 条（忌避）

- 1 当事者は合意により、不適切と思われる仲裁人を忌避することができる。
- 2 当事者の一方による仲裁人忌避の申立てについては、当事者および問題となっている仲裁人に対して意見を述べる機会を与えた上で、日本スポーツ仲裁機構がこれを判断する。

【現行スポーツ仲裁規則】

第 24 条 (辞任および解任)

- 1 仲裁人は、正当な理由がある場合でなければ、辞任することができない。
- 2 仲裁人が職務を遂行せずもしくは職務の遂行を不当に遅延している場合、または法律上もしくは事実上仲裁人が職務を遂行することができない場合は、日本スポーツ仲裁機構はその仲裁人を解任することができる。

第 25 条 (補充)

死亡、忌避、辞任または解任により仲裁人の補充が必要となった場合には、その仲裁人の選定に係る手続に従い、代替りの仲裁人を選定するものとする。

第 3 節 審理手続

第 26 条 (スポーツ仲裁パネルの管轄権についての判断権)

スポーツ仲裁パネルは、付託された事案について仲裁判断をする権限を有するか否かを決定することができる。

第 27 条 (審理手続の指揮)

- 1 審問その他審理手続はスポーツ仲裁パネル(3名の仲裁人の場合には仲裁人長)の指揮のもとに行う。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、当事者を公平に扱い、当事者が主張、立証およびこれに対する防御を行うに十分な機会を与えなければならない。

第 28 条 (審問期日)

- 1 審問期日および場所は、スポーツ仲裁パネルが当事者の意見を聴く機会を設けた上で決定する。審問期日が2日以上にわたる場合には、できる限り連続する日に開かなければならない。
- 2 審問期日および場所が決定されたときは、日本スポーツ仲裁機構は遅滞なくこれを当事者に通知しなければならない。
- 3 当事者双方から審問期日の変更の申し出があったときは、その期日を変更しなければならない。当事者の一方から審問期日の変更の申し出があったときは、スポーツ仲裁パネルは、やむを得ない事情があると認める場合に限り、期日を変更することができる。

第 23 条 (辞任および解任)

- 1 仲裁人は、正当な理由がある場合でなければ、辞任することができない。
- 2 仲裁人が職務を遂行せずもしくは職務の遂行を不当に遅延している場合、または法律上もしくは事実上仲裁人が職務を遂行することができない場合は、日本スポーツ仲裁機構はその仲裁人を解任することができる。

第 24 条 (補充)

死亡、忌避、辞任または解任により仲裁人の補充が必要となった場合には、その仲裁人の選定に係る手続に従い、代替りの仲裁人を選定するものとする。

第 3 節 審理手続

第 25 条 (スポーツ仲裁パネルの管轄についての判断権)

スポーツ仲裁パネルは、付託された事案について仲裁判断をする権限を有するか否かを決定することができる。

第 26 条 (審理手続の指揮)

審問その他審理手続はスポーツ仲裁パネル(3名の仲裁人の場合には仲裁人長)の指揮のもとに行う。

第 27 条 (審問期日)

- 1 審問期日および場所は、スポーツ仲裁パネルが当事者の意見を聴く機会を設けた上で決定する。審問期日が 2 日以上にわたる場合には、できる限り連続する日に開かなければならない。
- 2 審問期日および場所が決定されたときは、日本スポーツ仲裁機構は遅滞なくこれを当事者に通知しなければならない。
- 3 当事者双方から審問期日の変更の申し出があったときは、その期日を変更しなければならない。当事者の一方から審問期日の変更の申し出があったときは、スポーツ仲裁パネルは、やむを得ない事情があると認める場合に限り、期日を変更することができる。

【現行スポーツ仲裁規則】

第 29 条 （主張書面の提出）

- 1 当事者は、審問期日または審問期日外において主張書面をスポーツ仲裁パネルに提出することができる。スポーツ仲裁パネルは、主張書面の提出を促すことができる。
- 2 主張書面は、紙を媒体とする場合には、仲裁人の数と相手方当事者の数に 1 を加えた部数をスポーツ仲裁パネルに提出しなければならない。日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの指示により、その主張書面を速やかに相手方に交付または送付するものとする。

第 30 条 （事案の明確化）

スポーツ仲裁パネルは、事案の理解に資するため、当事者の主張について説明を求め、または当事者の立会いの機会を与えた上で、現地に臨んで検査もしくは調査をすることができる。

第 28 条 （主張書面の提出）

- 1 当事者は、審問期日または審問期日外において主張書面をスポーツ仲裁パネルに提出することができる。スポーツ仲裁パネルは、主張書面の提出を促すことができる。
- 2 日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの指示により、その主張書面を速やかに相手方に交付または送付するものとする。

第 29 条 （事案の明確化）

スポーツ仲裁パネルは、事案の理解に資するため、当事者の主張について説明を求め、または当事者の立会いの機会を与えた上で、現地に臨んで検査もしくは調査をすることができる。

【現行スポーツ仲裁規則】

第 31 条 (証拠調べ)

- 1 当事者は、その請求または防御の根拠となる事実を立証する責任を負う。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、必要があると認めるときは、当事者に証拠の提出を求め、または当事者から申し出がない証拠調べをすることができる。
- 3 証拠調べは、審問期日外においても行うことができる。この場合には、当事者に立会いの機会を与えなければならない。
- 4 スポーツ仲裁パネルは、必要があると認めるとき、または当事者の申請があるときは、公私の機関に照会を發し回答を求めることができる。得られた回答は当事者に開示しなければならない。

第 32 条 (証拠の申し出)

- 1 当事者は、スポーツ仲裁パネルに次のものを提出して、証拠の申し出をすることができる。
 - (1) 書証の申し出については、証拠たる書面を添付した証拠説明書
 - (2) 証人尋問の申し出については、証人および尋問事項を特定記載した証人尋問申請書
 - (3) 鑑定または検証の申し出については、鑑定事項または検証事項および方法を記載した鑑定または検証申請書
- 2 証拠の申し出は、審問期日外においても行うことができる。
- 3 第 1 項の証拠説明書等は、紙を媒体とする場合には、仲裁人の数と相手方当事者の数に 1 を加えた部数をスポーツ仲裁パネルに提出しなければならない。日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの指示により、それを速やかに当事者（提出者を除く）に交付または送付するものとする。
- 4 証拠の申し出を行った当事者以外の当事者は、前項の交付または送付を受けた日から 1 週間以内に限り、証拠の申し出に対する意見書をスポーツ仲裁パネルに提出することができる。前 2 項の規定は、本項の場合に準用する。
- 5 スポーツ仲裁パネルは、前項の期間が経過した後、速やかに証拠の申し出について採否を決定する。この場合には、日本スポーツ仲裁機構は遅滞なくその結果を当事者に通知しなければならない。

第30条（証拠の申し出）

- 1 当事者は、スポーツ仲裁パネルに次のものを提出して、証拠の申し出をすることができる。
 - (1)書証の申し出については、証拠たる書面を添付した証拠説明書
 - (2)証人尋問の申し出については、証人および尋問事項を特定記載した証人尋問申請書
 - (3)鑑定または検証の申し出については、鑑定事項または検証事項および方法を記載した鑑定または検証申請書
- 2 証拠の申し出は、審問期日外においても行うことができる。
- 3 日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの指示により、それを速やかに当事者（提出者を除く）に交付または送付するものとする。
- 4 証拠の申し出を行った当事者以外の当事者は、前項の交付または送付を受けた日から1週間以内に限り、証拠の申し出に対する意見書をスポーツ仲裁パネルに提出することができる。前2項の規定は、本項の場合に準用する。
- 5 スポーツ仲裁パネルは、前項の期間が経過した後、速やかに証拠の申し出について採否を決定する。この場合には、日本スポーツ仲裁機構は遅滞なくその結果を当事者に通知しなければならない。

第31条（証拠調べ）

- 1 当事者は、その請求または防御の根拠となる事実を立証する責任を負う。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、必要があると認めるときは、当事者に証拠の提出を求め、または当事者から申し出がない証拠調べをすることができる。
- 3 証拠調べは、審問期日外においても行うことができる。この場合には、当事者に立会いの機会を与えなければならない。
- 4 スポーツ仲裁パネルは、必要があると認めるとき、または当事者の申請があるときは、公私の機関に照会し回答を求めることができる。得られた回答は当事者に開示しなければならない。

【現行スポーツ仲裁規則】

第 33 条 (当事者出席の原則)

- 1 当事者の一方または双方が、正当な理由がなく欠席した場合には、欠席のまま審問期日を開くことができる。ただし、当事者の双方が欠席した場合には、その期日をもって審理を終結することはできない。
- 2 当事者の一方が欠席した場合には、出席した当事者の主張と立証に基づいて審理を進めることができる。

第 34 条 (一部の仲裁人による手続)

スポーツ仲裁パネルは、必要があると認めるときは、スポーツ仲裁パネルを構成する仲裁人の 1 人または数人に証人尋問、検証、第 30 条に定める検査または調査をさせることができる。

第 35 条 (手続参加)

- 1 仲裁手続の当事者となっていない者であっても、申立人として仲裁手続に参加することができる。ただし、その申立ての相手方となる者がこれに同意する場合に限る。
- 2 申立人は、仲裁手続の当事者となっていない者を相手方として仲裁手続に参加させることができる。ただし、その申立ての相手方となる者がこれに同意する場合に限る。
- 3 第 1 項及び前項の手続参加がスポーツ仲裁パネルの成立以前である場合には、仲裁人の選定は第 22 条 4 項の規定により行い、スポーツ仲裁パネルの成立以後である場合には、その構成に影響を及ぼさない。
- 4 スポーツ仲裁パネルは、第 1 項の同意がある場合であっても、手続参加が仲裁手続を遅延させると認めるときその他相当の理由があるときは、手続参加を許さないことができる。
- 5 第 1 項および第 2 項による手続については、第 13 条から第 18 条までの規定を準用する。

第 36 条 (同一手続による複数の仲裁申立ての審理)

- 1 日本スポーツ仲裁機構は、複数の仲裁申立てであって、その請求の趣旨が相互に関連するものについて、必要があると認めるときは、各仲裁申立ての当事者全員の同意を得て、これを一つの手続に併合することができる。ただし、複数の仲裁申立てが同一の競技団体の規則に基づくものであるときは、併合についての当事者の同意は必要としない。
- 2 前項の規定により、複数の仲裁申立てが同一の手続によるものとされた場合には、仲裁人の選定については、前条第 3 項の規定を準用する。

第 32 条（当事者出席の原則）

- 1 当事者の一方または双方が、正当な理由がなく欠席した場合には、欠席のまま審問を開くことができる。ただし、当事者の双方が欠席した場合には、その期日をもって審理を終結することはできない。
- 2 当事者の一方が欠席した場合には、出席した当事者の主張と立証に基づいて審理を進めることができる。

第 33 条（一部の仲裁人による手続）

スポーツ仲裁パネルは、必要があると認めるときは、スポーツ仲裁パネルを構成する仲裁人の 1 人または数人に証人尋問、検証、第 29 条に定める検査または調査をさせることができる。

第 34 条（手続参加）

- 1 仲裁手続の当事者となっていない者であっても、申立人として仲裁手続に参加することができる。ただし、その申立ての被申立人となる者がこれに同意する場合に限る。
- 2 申立人は、仲裁手続の当事者となっていない者を被申立人として仲裁手続に参加させることができる。ただし、その申立ての被申立人となる者がこれに同意する場合に限る。
- 3 第 1 項及び前項の手続参加がスポーツ仲裁パネルの成立以前である場合には、仲裁人の選定は第 21 条第 4 項の規定により行い、スポーツ仲裁パネルの成立以後である場合には、その構成に影響を及ぼさない。
- 4 スポーツ仲裁パネルは、第 1 項の同意がある場合であっても、手続参加が仲裁手続を遅延させると認めるときその他相当の理由があるときは、手続参加を許さないことができる。
- 5 第 1 項および第 2 項による手続については、第 13 条から第 18 条までの規定を準用する。

第 35 条（同一手続による複数の仲裁申立ての審理）

- 1 日本スポーツ仲裁機構は、複数の仲裁申立てであって、その請求の趣旨が相互に関連するものについて、必要があると認めるときは、各仲裁申立ての当事者全員の同意を得て、これを一つの手続に併合することができる。ただし、複数の仲裁申立てが同一の競技団体の規則に基づくものであるときは、併合についての当事者の同意は必要としない。
- 2 前項の規定により、複数の仲裁申立てが同一の手続によるものとされた場合には、仲裁人の選定については、前条第 3 項の規定を準用する。

【現行スポーツ仲裁規則】

第 37 条（手続の非公開・仲裁判断の公開・守秘義務）

- 1 仲裁手続およびその記録は、非公開とする。
- 2 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断を適当な方法により公開する。ただし、特段の事情がある場合には、その一部または全部の公表を差し控えるものとする。
- 3 前項に規定する範囲を除き、仲裁人、当事者およびその代理人または補佐人、並びに日本スポーツ仲裁機構の関係者は、仲裁事案を通じて入手した秘密を他に漏らしてはならない。

第 38 条（審問録取・審問調書作成）

- 1 日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの許可を得て審問を録音しまたは録画することができる。
- 2 日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの指示があるときは、審問調書を作成する。審問調書には、日時、場所、出席者の氏名および審問事項の概要を記載する。

第 39 条（通訳・翻訳）

日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの指示があるときは、通訳および翻訳の手配をする。

第 40 条（審理終結・再開）

- 1 スポーツ仲裁パネルは、手続が仲裁判断に熟すると認めるとき、または手続の続行が不可能であるとして打切るべきものと認めるときは、審理の終結を決定することができる。審問期日外においてこの決定をするときは、適当な予告期間をおかなければならない。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、手続を打切るべきものと認めて審理を終結したときは、手続終了を宣言しなければならない。この場合は仲裁判断に関する規定を準用する。
- 3 スポーツ仲裁パネルは、必要があると認めるときは、審理を再開することができる。スポーツ仲裁パネルは、審理の再開を決定したときは、速やかに文書によりその旨を再開の理由とともに当事者に通知しなければならない。
- 4 審理の再開は、原則として審理終結の決定の日から 2 週間を経過する日以後には行わないものとする。

第36条（手続の非公開・仲裁判断の公開・守秘義務）

- 1 仲裁手続およびその記録は、非公開とする。
- 2 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断を適当な方法により公開する。ただし、特段の事情がある場合には、その一部または全部の公表を差し控えるものとする。
- 3 前項に規定する範囲を除き、仲裁人、当事者およびその代理人または補佐人、並びに日本スポーツ仲裁機構の関係者は、仲裁事案を通じて入手した秘密を他に漏らしてはならない。

第37条（審問録取・審問調書作成）

- 1 日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの許可を得て審問を録音しまたは録画することができる。
- 2 日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの指示があるときは、審問調書を作成する。審問調書には、日時、場所、出席者の氏名および審問事項の概要を記載する。

第38条（通訳・翻訳）

日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁パネルの指示があるときは、通訳および翻訳の手配をする。

第39条（審理終結・再開）

- 1 スポーツ仲裁パネルは、手続が仲裁判断に熟すると認めるとき、または手続の続行が不可能であるとして打切るべきものと認めるときは、審理の終結を決定することができる。審問期日外においてこの決定をするときは、適当な予告期間をおかななければならない。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、手続を打切るべきものと認めて審理を終結したときは、手続終了を宣言しなければならない。この場合は仲裁判断に関する規定を準用する。
- 3 スポーツ仲裁パネルは、必要があると認めるときは、審理を再開することができる。スポーツ仲裁パネルは、審理の再開を決定したときは、速やかに文書によりその旨を再開の理由とともに当事者に通知しなければならない。
- 4 審理の再開は、原則として審理終結の決定の日から2週間を経過する日以後には行わないものとする。

【現行スポーツ仲裁規則】

第 41 条 （責問権）

当事者が仲裁手続に関する違背を知りまたは知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。ただし、放棄することができないものはこの限りでない。

第 4 節 仲裁判断

第 42 条 （仲裁判断の時期）

- 1 スポーツ仲裁パネルは、手続が仲裁判断に熟すると認めて審理を終結したときは、原則として、その日から 3 週間を経過する日までに仲裁判断をしなければならない。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、前項の審理終結にあたり、仲裁判断をする時期を当事者に知らせなければならない。

第 43 条 （仲裁判断の基準）

仲裁判断は、競技団体の規則その他のルールおよび法の一般原則に従ってなされるものとする。ただし、法的紛争については、適用されるべき法に従ってなされるものとする。

第40条（責問権）

当事者が仲裁手続に関する違背を知りまたは知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。ただし、放棄することができないものはこの限りでない。

第4節 仲裁判断

第41条（仲裁判断の時期）

- 1 スポーツ仲裁パネルは、手続が仲裁判断に熟すると認めて審理を終結したときは、原則として、その日から3週間を経過する日までに仲裁判断をしなければならない。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、前項の審理終結にあたり、仲裁判断をする時期を当事者に知らせなければならない。

第42条（仲裁判断の基準）

スポーツ仲裁パネルは、競技団体の規則その他のルールおよび法の一般原則に従って仲裁判断をなすものとする。ただし、法的紛争については、適用されるべき法に従ってなされるものとする。

第 44 条 (仲裁判断)

- 1 仲裁判断には、次の事項を記載し、仲裁人が署名をしなければならない。ただし、(4)の記載は、当事者がこれを要しない旨を合意している場合には省略するものとし、省略の理由を記載しなければならない。
 - (1) 当事者双方の氏名または名称および住所
 - (2) 代理人がある場合は、その氏名および住所
 - (3) 主文
 - (4) 判断の理由
 - (5) 判断の年月日
- 2 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の主文において、日本スポーツ仲裁機構がその仲裁手続のために負担した手続費用および日本スポーツ仲裁機構が仲裁人に支払うべき仲裁人報償金について、その一部または全部を相手方が負担すべきであると判断する場合には、相手方がそれを日本スポーツ仲裁機構に支払うべき旨の命令を記載しなければならない。この判断については理由の記載は要しない。
- 3 スポーツ仲裁パネルは、事案の状況および仲裁判断の結果を考慮して、申立人が負担した費用の全部または一部を相手方が支払うべきことを命ずることができる。
- 4 仲裁人の数が 3 人の場合において、仲裁判断に署名をしない仲裁人があるときは、仲裁判断にその理由を付記しなければならない。
- 5 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の原本を日本スポーツ仲裁機構に預け置かなければならない。
- 6 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断に明らかな書き損じまたは違算があると判断するときには、これを訂正することができる。

第43条 (仲裁判断)

- 1 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断に、次の事項を記載し、仲裁人が署名をしなければならない。ただし、(5)の記載は、当事者がこれを要しない旨を合意している場合には省略するものとし、省略の理由を記載しなければならない。
 - (1)当事者双方の氏名または名称および住所
 - (2)代理人がある場合は、その氏名および住所
 - (3)主文
 - (4)手続の経過
 - (5)判断の理由
 - (6)仲裁地
 - (7)判断の年月日
- 2 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の主文において、日本スポーツ仲裁機構がその仲裁手続のために負担した手続費用および日本スポーツ仲裁機構が仲裁人に支払うべき仲裁人報償金について、その一部または全部を被申立人が負担すべきであると判断する場合には、被申立人がそれを日本スポーツ仲裁機構に支払うべき旨の命令を記載しなければならない。この判断については理由の記載は要しない。
- 3 スポーツ仲裁パネルは、事案の状況および仲裁判断の結果を考慮して、申立人が負担した費用の全部または一部を被申立人が支払うべきことを命ずることができる。
- 4 仲裁人の数が3人の場合において、仲裁判断に署名をしない仲裁人があるときは、仲裁判断にその理由を付記しなければならない。
- 5 スポーツ仲裁パネルは、仲裁判断の原本を日本スポーツ仲裁機構に預け置かなければならない。
- 6 日本スポーツ仲裁機構は、仲裁判断に明らかな書き損じまたは違算があると判断するときには、これを訂正することができる。

【現行スポーツ仲裁規則】

第 45 条 (和解)

スポーツ仲裁パネルは、仲裁手続中に和解した両当事者が要請した場合において、相当と認めるときは、和解の内容を仲裁判断とすることができる。

第 46 条 (仲裁判断の送付と仲裁人への報酬の支払い)

- 1 日本スポーツ仲裁機構の担当書記は、受領者の受領が証明できる方法によって、速やかに仲裁判断の正本を当事者に手交または送付しなければならない。
- 2 日本スポーツ仲裁機構の担当書記は、前項の仲裁判断の正本の手交または送付の完了後速やかに、スポーツ仲裁人報償金規程に基づく仲裁人報償金を仲裁人に支払うものとする。

第 47 条 (中間判断)

スポーツ仲裁パネルは、仲裁手続中に生じた争いにつき相当と認めるときは、これを裁定する中間判断をすることができる。この場合は、第 44 条第 1 項および第 46 条第 1 項の規定を準用する。

第 48 条 (仲裁判断の効力)

仲裁判断は最終的なものであり、当事者双方を拘束する。ただし、ドーピングに係る事案であって、国際的なルールに従い上訴を認めるべき場合はこの限りではない。

第 44 条（和解）

スポーツ仲裁パネルは、仲裁手続中に和解した両当事者が要請した場合において、相当と認めるときは、和解の内容を仲裁判断とすることができる。

第 45 条（仲裁判断の送付と仲裁人への報酬の支払い）

- 1 日本スポーツ仲裁機構は、受領者の受領が証明できる方法によって、速やかに仲裁判断の正本を当事者に手交または送付しなければならない。
- 2 日本スポーツ仲裁機構は、前項の仲裁判断の正本の手交または送付の完了後速やかに、スポーツ仲裁人報償金規程に基づく仲裁人報償金を仲裁人に支払うものとする。

第 46 条（中間判断）

スポーツ仲裁パネルは、仲裁手続中に生じた争いにつき相当と認めるときは、これを裁定する中間判断をすることができる。この場合は、第 43 条第 1 項および第 45 条第 1 項の規定を準用する。

第 47 条（仲裁判断の効力）

仲裁判断は最終的なものであり、当事者双方を拘束する。ただし、世界アンチ・ドーピング規程（World Anti-Doping Code）によってスポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport）へ申立を行うことができる事案についてはこの限りではない。

第3章 仮の措置

第49条 (仮の措置)

- 1 スポーツ仲裁パネルは、申立人の申立てにより、仲裁のために特に必要があると認めるときは、仮の措置を命ずることができる。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、仮の措置を命ずる前に相手方の意見を聴く機会を設けなければならない。ただし緊急の場合には、相手方の意見を聴かないで仮の措置を命ずることができる。この場合においては、後日、相手方の意見を聴く機会を設け、既に命じた仮の措置の撤回または変更をすることができる。
- 3 前項の命令を発する場合において、スポーツ仲裁パネルは、必要と認めるときは、相当な担保の提供その他適当な措置を申立人に対して命ずることができる。

第4章 緊急仲裁手続

第50条 (緊急仲裁手続)

- 1 日本スポーツ仲裁機構が事態の緊急性または事案の性質に鑑み極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断したときには、緊急仲裁手続による。
- 2 緊急仲裁手続においては、日本スポーツ仲裁機構およびスポーツ仲裁パネルは、特に、迅速な手続の進行に努めなければならない。ただし、手続の公正さを損なうことがあってはならない。
- 3 緊急仲裁手続においては、第21条の規定にかかわらず、仲裁人は1名とし、日本スポーツ仲裁機構がこれを選任する。
- 4 緊急仲裁手続においては、第42条の規定にかかわらず、スポーツ仲裁パネルは、可及的速やかに仲裁判断をしなければならない。
- 5 緊急仲裁手続においては、第44条の規定にかかわらず、口頭で仲裁判断をし、その後相当な期間内に仲裁人が署名した仲裁判断を作成することができる。
- 6 緊急仲裁手続には、本条に定める修正を加えた上で、この規則の各規定を適用する。

第3章 仮の措置

第48条（仮の措置）

- 1 スポーツ仲裁パネルは、申立人の申立てにより、仲裁のために特に必要があると認めるときは、仮の措置を命ずることができる。
- 2 スポーツ仲裁パネルは、仮の措置を命ずる前に被申立人の意見を聴く機会を設けなければならない。ただし緊急の場合には、被申立人の意見を聴かないで仮の措置を命ずることができる。この場合においては、後日、被申立人の意見を聴く機会を設け、既に命じた仮の措置の撤回または変更をすることができる。
- 3 前項の命令を発する場合において、スポーツ仲裁パネルは、必要と認めるときは、相当な担保の提供その他適当な措置を申立人に対して命ずることができる。

第4章 緊急仲裁手続

第49条（緊急仲裁手続）

- 1 日本スポーツ仲裁機構が事態の緊急性または事案の性質に鑑み極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断したときには、緊急仲裁手続による。
- 2 緊急仲裁手続においては、日本スポーツ仲裁機構およびスポーツ仲裁パネルは、特に、迅速な手続の進行に努めなければならない。ただし、手続の公正さを損なうことがあってはならない。
- 3 緊急仲裁手続においては、第20条の規定にかかわらず、仲裁人は1名とし、日本スポーツ仲裁機構がこれを選任する。
- 4 緊急仲裁手続においては、第41条の規定にかかわらず、スポーツ仲裁パネルは、可及的速やかに仲裁判断をしなければならない。
- 5 緊急仲裁手続においては、第43条の規定にかかわらず、スポーツ仲裁パネルは口頭で仲裁判断をし、その後相当な期間内に仲裁人が署名した仲裁判断を作成することができる。
- 6 緊急仲裁手続には、本条に定める修正を加えた上で、この規則の各規定を適用する。

第5章 手続費用および仲裁人報償金

第51条 (申立料金等)

- 1 申立人は、5万円の申立料金のみを負担し、第3項に定める自己負担金を除き、手続費用も仲裁人報償金も一切負担することを要しない。
- 2 審問室の賃料(審問期日変更に伴うキャンセル料を含む。)、審問の録取・審問記録の作成費用、通訳・翻訳の費用その他の手続費用および仲裁人報償金は、第一次的には日本スポーツ仲裁機構がこれらを負担する。ただし、第44条第2項に定める仲裁判断により、その一部または全部を相手方から取り立てることができる。
- 3 弁護士費用、証拠として提出する文書の翻訳料金その他仲裁事案のために当事者が専ら自己の主張を根拠づけるために要する費用は当事者それぞれの自己負担とする。ただし、44条3項により仲裁判断においてこれと異なる命令がなされた場合はこの限りでない。

第52条 (日本スポーツ仲裁機構に対する予納とその精算)

- 1 日本スポーツ仲裁機構は、第44条第2項に定める仲裁判断により手続費用および仲裁人報償金を相手方から取り立てることになる場合に備えて、スポーツ仲裁パネルの許可を得て、相手方に対してしかるべき金額を予納させることができる。
- 2 第44条第2項に定める仲裁判断により相手方が日本スポーツ仲裁機構に対して支払うべき旨命じられる金額が、前項の予納金額を超える場合には、日本スポーツ仲裁機構はその差額を相手方に請求し、前項の予納金額を下回る場合には、日本スポーツ仲裁機構はその差額を相手方に返還しなければならない。

第53条 (仲裁人報償金)

仲裁人報償金については、別に定める「スポーツ仲裁人報償金規程」による。

第5章 手続費用および仲裁人報償金

第50条 (申立料金等)

- 1 申立人は、申立料金のみを負担し、第4項に定める自己負担金を除き、手続費用も仲裁人報償金も一切負担することを要しない。
- 2 申立料金については別途規定によることとする。
- 3 審問室の賃料(審問期日変更に伴うキャンセル料を含む。)、審問の録取・審問記録の作成費用、通訳・翻訳の費用その他の手続費用および仲裁人報償金は、第一次的には日本スポーツ仲裁機構がこれらを負担する。ただし、第43条第2項に定める仲裁判断により、その一部または全部を被申立人から取り立てることができる。
- 4 弁護士費用、証拠として提出する文書の翻訳料金その他当事者が専ら自己の主張を根拠づけるために要する費用は当事者それぞれの自己負担とする。ただし、第43条第3項により仲裁判断においてこれと異なる命令がなされた場合はこの限りでない。

第51条 (日本スポーツ仲裁機構に対する予納とその精算)

- 1 日本スポーツ仲裁機構は、第43条第2項に定める仲裁判断により手続費用および仲裁人報償金を被申立人から取り立てることになる場合に備えて、スポーツ仲裁パネルの許可を得て、被申立人に対してしかるべき金額を予納させることができる。
- 2 第43条第2項に定める仲裁判断により被申立人が日本スポーツ仲裁機構に対して支払うべき旨命じられる金額が、前項の予納金額を超える場合には、日本スポーツ仲裁機構はその差額を被申立人に請求し、前項の予納金額を下回る場合には、日本スポーツ仲裁機構はその差額を被申立人に返還しなければならない。

第52条 (仲裁人報償金)

仲裁人報償金については、別に定める「スポーツ仲裁人報償金規程」による。

【現行スポーツ仲裁規則】

附則

- 1 この規則は、2003年4月7日から施行する。
- 2 この規則施行前に生じた紛争であっても、当事者がこの規則による仲裁に事案を付託する場合には、この規則による手続を行うものとする。
- 3 この規則は日本語をもって正文とする。

附則 2

- 1 本規則第12条の規定は、2003年6月1日より前にされた決定に関しては当分の間、適用しない。
- 2 前項の規定は、2003年6月2日から施行する。

附則

- 1 この規則は、2003年4月7日から施行する。
- 2 この規則施行前に生じた紛争であっても、当事者がこの規則による仲裁に事案を付託する場合には、この規則による手続を行うものとする。
- 3 この規則は日本語をもって正文とする。

附則2

- 1 本規則第12条の規定は、2003年6月1日より前にされた決定に関しては当分の間、適用しない。
- 2 前項の規定は、2003年6月2日から施行する。

附則3

- 1 附則2を削除する。
- 2 本規則は、2004年XX月XX日より施行する。